

## 答申品目一覧

下記品目については、消費者委員会委員長より「特定保健用食品として認めることとして差し支えない」旨、答申を行った。

### 令和2年1月29日付消食表第18号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
1秒オープンおさかなソーセージ	マルハニチロ株式会社	この食品はカルシウムを豊富に含みます。日頃の運動と適切な量のカルシウムを含む健康的な食事は、若い女性が健全な骨の健康を維持し、歳をとってからの骨粗鬆症になるリスクを低減するかもしれません。	令和2年6月1日

※「製品名」は、審議過程で変更されたため、諮問時とは異なる

### 令和元年7月3日付消食表第157号により諮問を受けた品目

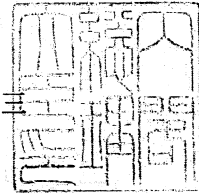
製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
ヘルシア サツと健膳 プレーン	花王株式会社	本品は、脂肪を代謝する力を高める $\alpha$ -リノレン酸ジアシルグリセロールの働きにより、食べた脂肪を消費しやすくします。運ばれる脂肪(血中中性脂肪)を減らすのを助けます。さらに、たまった内臓脂肪を減らすのを助けます。内臓脂肪が多めの方、BMIが高めの方、血中中性脂肪が高めの方に適しています。	令和2年7月17日
ヘルシア サツと健膳 プレーン ボトル	花王株式会社	本品は、脂肪を代謝する力を高める $\alpha$ -リノレン酸ジアシルグリセロールの働きにより、食べた脂肪を消費しやすくします。運ばれる脂肪(血中中性脂肪)を減らすのを助けます。さらに、たまった内臓脂肪を減らすのを助けます。内臓脂肪が多めの方、BMIが高めの方、血中中性脂肪が高めの方に適しています。	令和2年7月17日
ヘルシア サツと健膳 レモンオリーブ風味	花王株式会社	本品は、脂肪を代謝する力を高める $\alpha$ -リノレン酸ジアシルグリセロールの働きにより、食べた脂肪を消費しやすくします。運ばれる脂肪(血中中性脂肪)を減らすのを助けます。さらに、たまった内臓脂肪を減らすのを助けます。内臓脂肪が多めの方、BMIが高めの方、血中中性脂肪が高めの方に適しています。	令和2年7月17日
ヘルシア サツと健膳 レモンオリーブ風味 ボトル	花王株式会社	本品は、脂肪を代謝する力を高める $\alpha$ -リノレン酸ジアシルグリセロールの働きにより、食べた脂肪を消費しやすくします。運ばれる脂肪(血中中性脂肪)を減らすのを助けます。さらに、たまった内臓脂肪を減らすのを助けます。内臓脂肪が多めの方、BMIが高めの方、血中中性脂肪が高めの方に適しています。	令和2年7月17日



消表対第808号  
令和2年5月21日

消費者委員会  
委員長 山本 隆司 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



諮 問 書

家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第11条の規定に基づき、  
下記の事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

家庭用品品質表示法第3条第1項の規定に基づき定める家庭用品の品質に関する表示の標準となるべき事項の変更について

経済産業大臣からの要請に伴う雑貨工業品品質表示規程（平成29年消費者庁告示第7号）の一部改正

以上

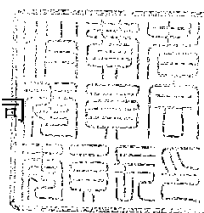




府消委第94号  
令和2年5月29日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会委員長 山本 隆司



答 申 書

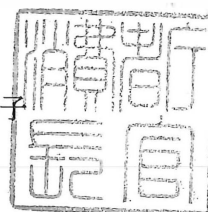
令和2年5月21日付け消表対第808号をもって当委員会に諮問のあった「家庭用品品質表示法第3条の規定に基づく表示の標準となるべき事項」の案については、家庭用品品質表示法の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。



消調物第 162 号  
令和 2 年 8 月 5 日

消費者委員会  
委員長 山本 隆司 殿

消費者庁長官 伊藤 明子



託送供給等約款変更認可申請及び託送供給等約款変更届出について

令和 2 年 7 月 31 日付け 20200728 資第 42 号で資源エネルギー庁長官から協議のあった託送供給等約款変更認可申請に係る託送供給等約款及び託送供給等約款変更届出に係る託送供給等約款でそれぞれ設定する料金の算定について、当庁の意見を検討するに当たり、貴委員会の意見を求めます。



**賠償負担金・廃炉円滑化負担金の算入に伴う電力託送料金変更案の算定に関する  
消費者委員会意見**

令和2年8月28日

消費者委員会

消費者委員会は、本日、公共料金等専門調査会電力託送料金に関する調査会から、賠償負担金・廃炉円滑化負担金の算入に伴う電力託送料金変更案の算定に関する電力託送料金に関する調査会意見の提出を受けた。

本意見を踏まえ、消費者庁において意見表明することを求める。

**賠償負担金・廃炉円滑化負担金の算入に伴う電力託送料金変更案の算定に関する  
電力託送料金に関する調査会意見**

令和2年8月28日  
消費者委員会公共料金等専門調査会  
電力託送料金に関する調査会

消費者委員会公共料金等専門調査会電力託送料金に関する調査会（以下「調査会」という。）は、令和2年8月5日付けで消費者委員会が消費者庁より意見を求められた「託送供給等約款変更認可申請に係る託送供給等約款及び託送供給等約款変更届出に係る託送供給等約款でそれぞれ設定する料金の算定」について調査審議した。

調査審議は、上記消費者庁からの意見聴取の対象に基づき、一般送配電事業者が設定する料金の算定を中心に行った。

資源エネルギー庁より示された一般送配電事業者9社<sup>1</sup>の料金の変更内容（以下「料金変更案」という。）は、以下のとおり。

○ 料金変更の適用予定日 令和2年10月1日（値上げ相当分は1年繰延べ<sup>2</sup>）

○ 変更内容<sup>3,4</sup>

(円/kWh)

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西A <sup>5</sup>	関西B <sup>5</sup>	中国	四国	九州
特別高圧	▲0.01	0.06	0.03	▲0.02	▲0.02	0.05	0.04	▲0.01	0.16	0.05
高圧	▲0.01	0.06	0.03	▲0.02	▲0.01	0.05	0.04	▲0.01	0.17	0.05
低圧	▲0.01	0.06	0.03	▲0.03	▲0.01	0.05	0.04	▲0.01	0.18	0.05

(令和3年9月30日までの料金変更額)

特別高圧	▲0.01	0.00	0.00	▲0.02	▲0.02	0.00	0.00	▲0.01	0.00	0.00
高圧	▲0.01	0.00	0.00	▲0.02	▲0.01	0.00	0.00	▲0.01	0.00	0.00
低圧	▲0.01	0.00	0.00	▲0.03	▲0.01	0.00	0.00	▲0.01	0.00	0.00

<sup>1</sup> 認可申請5社：東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、関西電力送配電株式会社、四国電力送配電株式会社及び九州電力送配電株式会社。

届出4社：北海道電力ネットワーク株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社。

<sup>2</sup> 値上げとなる5事業者（東北、東京、関西、四国及び九州）は、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮する観点から、値上げ相当分の適用期間の始期及び終期を1年延期する（1年ずつ繰り延べる）としており、約款附則にて、令和3年9月30日まで現行の料金に据え置く旨を規定している。

<sup>3</sup> 第7回調査会の資源エネルギー庁提出の資料3（電力・ガス取引監視等委員会事務局作成）記載の変動単価に基づく。

<sup>4</sup> 特別高圧・高圧・低圧の各変動単価は、配分の比率や端数処理等との関係で同額でないものがある。

<sup>5</sup> 関西は、値上げ相当分の適用期間の始期及び終期を1年延期した後、令和5年3月に廃炉円滑化負担金の一部の回収が終了する。この変更を反映するため、令和5年3月31日までは関西Aを適用し、令和5年4月1日以降は関西Bを適用する。

令和2年8月7日に資源エネルギー庁へのヒアリングを行い、その後同月11日、同月20日及び同月24日にも調査会を開催して調査審議した結果、料金変更案の算定に関する電力託送料金に関する調査会の意見は、以下のとおりである。

## 1. 結論

- 料金変更案の算定は、所定の算定方法に沿ってなされたものとして妥当であると認められる。
- なお、資源エネルギー庁は、原子力発電事業に関する費用を託送料金で回収する形を取った賠償負担金・廃炉円滑化負担金の各制度について、下記2.(3)の各指摘の趣旨も踏まえて、消費者の納得を得られるよう一層努めるとともに、一般送配電事業者及び小売電気事業者に対して、料金変更に関して消費者にとって分かりやすく、丁寧な情報提供・説明を行うよう促すべきである。

## 2. 理由

### (1) 経緯

資源エネルギー庁の説明から下記事項が確認された。

- 賠償負担金は、福島第一原子力発電所事故後に導入された賠償への備え（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）に基づく一般負担金。）に関して、事故前に確保すべきであった不足分を託送料金の仕組みを利用して需要家から回収するものである。被災者・被災企業への賠償については、福島第一原子力発電所の事故前には確保されていなかった分の賠償の備え（上限約2.4兆円）を広く需要家全体の負担として、令和2年度以降40年程度にわたって回収することとし、そのために必要な託送料金の見直し等の制度整備を行う旨の閣議決定<sup>6</sup>を踏まえ、平成29年に託送料金により回収する制度措置（電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）等の省令改正）がなされた。
- 廃炉円滑化負担金は、原発依存度の低減というエネルギー政策の基本方針の下、原子力発電所を円滑に廃炉するための費用を託送料金の仕組みを利用して需要家から回収するものである。発電事業者が想定よりも早期に廃炉する場合に、設備の残存簿価の一括減損等により一時的に多額の費用が生じることで廃炉判断を躊躇する可能性があったことから、費用の分割計上を可能とする「廃炉会計制度」を平成25年に措置していた<sup>7</sup>。当時は小売規制料金による回収を認めることが前提とされていたが、

<sup>6</sup> 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成28年12月20日閣議決定）

<sup>7</sup> 廃炉会計制度の下、原子力発電事業者7社が計15基の廃炉判断を行っている（令和2年8月

小売規制料金が原則撤廃される令和2年以降、制度を安定的に継続させる観点から、平成29年に託送料金の利用を可能とする制度措置（電気事業法施行規則等の省令改正）がなされた。

- 賠償負担金・廃炉円滑化負担金に関する制度は、令和2年4月より施行された。
- 同年7月17日に原子力発電事業者10社<sup>8</sup>が賠償負担金承認申請を、同事業者7社が廃炉円滑化負担金承認申請を、それぞれ経済産業大臣に行い、同月22日に経済産業大臣から同各申請の承認及び一般送配電事業者9社への回収金額等の通知がなされた。
- 同月28日、一般送配電事業者9社が当該通知の内容に基づく託送料金の変更に関する認可申請・届出を経済産業大臣に行った。なお、当該申請・届出は、賠償負担金・廃炉円滑化負担金の算入と併せて、使用済燃料再処理等既発電費相当額の回収が令和2年9月30日で終了することによる料金の変動額も含めて算定されたものである。
- 同年7月31日、経済産業大臣より電力・ガス取引監視等委員会に、資源エネルギー庁より消費者庁に、それぞれ意見聴取があった。なお、その後、電力・ガス取引監視等委員会は、同年8月6日に、当該認可を行うことに異存がない旨、及び、当該届出内容について関係規定に基づき適正に算定されていると認められる旨の回答をした。

同月5日、消費者庁より消費者委員会に対して意見の求めがあった。

## (2) 料金変更案の算定について

- 料金変更案の算定の妥当性については、調査審議の過程で確認された事実関係を基に、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号。以下「算定規則」という。）で定められた算定方法に沿ってなされているか否かにより判断した。
- 算定規則における算定方法は、以下の手順に整理される。
  - ① 今般の託送料金の変更で変動する額を算定する（具体的には、外生的要因で決まる賠償負担金、廃炉円滑化負担金及び使用済燃料再処理等既発電費等を整理する<sup>9</sup>。算定規則第26条の3第1項及び同条第

7日時点）。

<sup>8</sup> 北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び日本原子力発電株式会社。

<sup>9</sup> なお、資源エネルギー庁によれば、今回の料金変更は、賠償負担金・廃炉円滑化負担金の算入及び使用済燃料再処理等既発電費相当額の回収終了による変動分のみを対象とした変分改定で、これら以外の費用項目については変更が行われていないということであり、調査会でもこ



2項。)

- ② 上記①で算定した変動額の合計額を、現行の料金設定時の発受電量の比率で、3つの需要種別（特別高圧・高圧・低圧）に配分する（算定規則第26条の3第4項）。
  - ③ 需要種別の配分額を、現行の料金設定時に想定した販売電力量で割り、料金の変動単価を算定する（算定規則第26条の3第6項から同条第12項）。
- 料金変更案について、資源エネルギー庁より、同庁及び電力・ガス取引監視等委員会において、前提となる変動額や発受電量の比率、販売電力量等の数値を確認の上、上記①から③の手順に沿って算定されていることを確認したとの説明がなされ、調査会においても、資源エネルギー庁からの説明に照らすと、上記①から③の手順に沿って算定されていることが確認された。

### (3) 消費者への情報提供等について

賠償負担金・廃炉円滑化負担金の各制度については、原子力発電事業に関する費用を託送料金で回収する形を取ったことで消費者にとって分かりにくいものとなっていると考えられること、個別の電力受給という直接的・具体的な受益との関係が分かりにくい負担を消費者に求めるものなどなどを踏まえ、資源エネルギー庁において、下記のような取組・対応等がなされることが重要である。

- 制度の内容・趣旨や制度設計時の各利害関係者の負担の在り方等の検討経緯を、消費者が改めて十分に理解し、納得できるように、継続的に消費者にとって分かりやすく、丁寧な情報提供・説明を行うことなどの取組を一層進めること。
- その際、関係省庁・関係機関と連携し、賠償への備えの確保や円滑な廃炉を促す環境の整備といった各政策目的の達成状況について、消費者が確認できるようにすること、また、将来的に政策的観点からの費用に関して消費者への過度な負担を求めることにつながることはないようにするためにも、引き続き、原子力政策の全体像や、その中で消費者が負担することとされている費用について消費者が確認できるようにすること。
- 一般送配電事業者に対して、料金変更案の変更内容や算定根拠、適用日等について、消費者にとって分かりやすく、丁寧な情報提供・説明を行うよう促すこと。

れを前提に調査審議を行った。

- 小売電気事業者及び一般送配電事業者に対して、料金変更が適用されるに至った場合に、請求書への記載<sup>10</sup>やウェブサイトの閲覧を可能とすることなどを含め、実際に負担する消費者が適時に賠償負担金・廃炉円滑化負担金に関する情報を得られるように、また、消費者の多様性にも配慮し、広く情報が行き届くように、工夫するよう促すこと。

以上

<sup>10</sup> 消費者委員会公共料金等専門調査会電力託送料金に関する調査会「電力託送料金に関する調査会報告書」（平成 28 年 7 月）では、「消費者が、託送料金、使用済燃料再処理等既発電費用、電源開発促進税の費用に関する情報を得られるよう、検針票に記載するなどするとともに、小売電気事業者においても、消費者に分かりやすい形で、託送料金、使用済燃料再処理等既発電費用、電源開発促進税の費用に関する情報を提供すべきである。また、経済産業省は、小売電気事業者に情報提供を強く働き掛けるとともに、事業者の情報提供の状況について調査を行い、その状況を公表すべきである。」としている。

消費者委員会事務局

「いわゆる「販売預託商法」に関する消費者問題についての建議」に対する  
実施状況報告

建議事項（令和元年 8 月 30 日）	実施状況報告（令和 2 年 2 月）
<p>1 いわゆる「販売預託商法」に係る法制度・法執行の在り方についての検討</p> <p>（建議事項 1）</p> <p>消費者庁は、物品等の販売から始まる預託取引において深刻な消費者被害が生じていることに鑑み、物品等の販売から始まる預託取引、及びこれと類似の商法に係る法制度の在り方や、体制強化を含む法執行の在り方について検討を行うこと。</p>	<p>【消費者庁】</p> <p>消費者庁としては、物品等を販売すると同時に、当該物品等を預かり、第三者に貸し出す事業等を通じて生じた利益を還元するなどとうたって消費者を誘引し、当該消費者に物品等を購入させたり、連鎖販売取引についての契約を締結させたりすることによる消費者被害が発生していることについて極めて問題であると認識している。</p> <p>このような認識の下、消費者のせい弱性につけ込む形での悪質商法への対応や経済のデジタル化・国際化に対応したルールの整備について、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律（以下「預託法」という。）について、法改正を視野に時代に即応した実効的な法制度の在り方について検討を行うこととした。</p> <p>このため、令和 2 年 1 月 31 日、消費者庁において、有識者による「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」（委員長：河上正二 東京大学名誉教授、青山学院大学法務研究科教授）を開催する旨、公表し、第 1 回を同年 2 月 18 日に開催した。同検討委員会では、令和 2 年夏までを目途に一定の結論を得る予定である。</p>

建議事項（令和元年 8 月 30 日）	実施状況報告（令和 2 年 2 月）
<p>2 悪質な「販売預託商法」事犯に対する執行強化</p> <p>（建議事項 2）</p> <p>警察庁は、悪質な「販売預託商法」事犯に対し、建議事項 1 に基づく措置状況も踏まえつつ、引き続き、積極的な取締りを推進すること。その際、警察庁及び消費者庁は、相互に連携の強化を図るとともに、各都道府県警察と各都道府県における消費者行政部局との一層の連携の強化を推奨すること。</p>	<p>【消費者庁】</p> <p>消費者庁は、警察庁と情報交換等を行うなど、より連携の強化を図っており、今後も一層連携の強化を図っていく。また、各地方経済産業局等が開催する特定商取引法等に関する会議には、消費者庁、経済産業局、都道府県消費者行政部局及び都道府県警察等が参加しており、引き続きこれらの会議も活用するなど、建議事項 1 に基づく措置状況も踏まえつつ、各都道府県警察と各都道府県における消費者行政部局との一層の連携強化を推奨するための具体的な対応を継続して実施・検討していく。</p> <p>【警察庁】</p> <p>昨年 8 月 30 日付けの本建議を受け、警察庁においては、同日付けで、各都道府県警察に対し、引き続き、自治体、関係機関・団体と連携を図りつつ、悪質ないわゆる「販売預託商法」を含む生活経済事犯に対する積極的な取締りの推進を指示したところ。</p> <p>警察庁においては、消費者庁における建議事項 1 に基づく措置状況も踏まえつつ、引き続き、消費者庁と連携の強化を図るとともに、各都道府県警察と各都道府県における消費者行政部局の一層の連携の強化を図り、悪質な「販売預託商法」事犯に対する積極的な取締りを推進することとしている。</p>

建議事項（令和元年8月30日）	実施状況報告（令和2年2月）
<p>3 消費者への情報提供及び消費者教育</p> <p>（建議事項3）</p> <p>消費者庁は、警察庁、国民生活センターその他の関係団体の協力を得て、「販売預託商法」の仕組みや内在するリスク、悪質な「販売預託商法」を行う事業者の勧誘の手口等に関する情報を提供すること、消費者教育を実施すること等により、消費者への注意喚起を積極的に推進すること。</p>	<p>【消費者庁】</p> <p>消費者庁では、警察庁、独立行政法人国民生活センターと協力して、悪質ないわゆる「販売預託商法」について、事業者の勧誘の手口等に関する消費者に対する注意喚起のための資料を令和元年度中に作成し、配布することとしており、併せて、消費者庁ウェブサイトに掲載するなどして注意喚起を推進していくこととしている。</p> <p>また、今後、消費者庁が主催する各種行事等の様々な機会を捉えて普及啓発を積極的に推進するとともに、大学等と連携を行い、消費者に対する啓発・注意喚起を行うなどの消費者教育を実施することとする。</p>